第3.河川景観形成地区

1 良好な景観形成に関する考え方

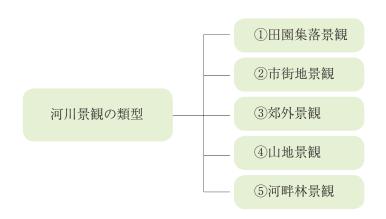
(1)河川景観の類型

河川とその周辺の景観は、それぞれの区域の土地利用やその区域内の景観構成要素により、それぞれ異なった様相を呈している。したがって、河川景観を良好なものとするには、それぞれの景観特性に沿った景観形成を図っていく必要がある。

このため、河川とその周辺の地形、土地利用等の景観構成要素の特性を総合的に把握して、以下のような景観の類型化を行うものとする。

河川沿いに農地が広がりその中に落ち着いた集落が点在する田園集落景観、低中層の建築物が連たんし、 今後もこれらの立地が予想される市街地景観、農地、住宅、工場等が混在した郊外景観、河川まで迫る山林 や丘陵によって形成された山地景観、河川沿いに緑豊かな樹林が広がる河畔林景観の5つの景観類型に区分 する。

この景観類型を河川の各地域に適用するに当たっては、現状の景観とともに将来の開発計画等による景観の変化等も考慮して、地域の景観の類型を定めるものとする。



(各河川での景観類型の適用)

	田園集落	市街地	郊外	山 地	河畔林
芹 川	0		0		
姉 川	0	0			
杣川	0	0			
宇曽川	0			0	0



(2) 基本方針

河川景観の主要な視点場を河川区域とする。このうち、特に眺望を楽しめる区間、堤防、橋りょう、更に 堤内地が公共施設等に接する部分は、特に重要な視点場となる。また、平行する道路から河川を望見しうる 区間についても視点場とする。

河川景観は、水を中心に河川区域とその周辺の景観とが一体となったものであって、その中には緑豊かな 自然や歴史が育てた風土が取り込まれており、現在も社会活動等に伴って変化しつつある。そこで、自然景 観を根底から支える生態系の保全や、人文景観を支える生活文化の継承等について配慮しながら、景観上の 特性を十分踏まえ今後の望ましい景観形成のために次の3つの事項を基本方針として定める。

	芹川	姉 川	杣 川	宇曽川
1) 一体的な	芹川の河川景観は、	姉川の河川景観は、	杣川の河川景観は、	広い範囲において
河川景観の	対象とする区域が比	河川とその流域が比	比較的広い範囲にお	一体的に意識される
形成	較的短距離なことも	較的広い範囲におい	いて河川とその流域	ものである。
	あり、芹川とその周	て一体的に意識され	が一体的に意識され	したがって、河川区
	辺はもとより中流と	るものである。した	るものである。した	域を中心として、流
	下流との間にあって	がって、河川区域を	がって、河川区域を	域の自然景観や生活
	も、それぞれの特性	中心として、流域の	中心として、流域の	環境と一体となった
	を生かしつつ、流域	自然景観や生活環境	自然景観や生活環境	河川景観
	の自然景観や生活環	と一体となった河川	と一体となった河川	の形成を図る必要が
	境と一体となった河	景観の形成を図る必	景観の形成を図る必	ある。
	川景観の形成を図る	要がある。	要がある。	このため、様々な
	必要がある。	このため、様々な	このため、様々な	景観構成要素につい
	このため、様々な	景観構成要素につい	景観構成要素につい	てそれぞれの区域の
	景観構成要素につい	てそれぞれの区域の	てそれぞれの区域の	特性を生かしながら
	てそれぞれの区域の	特性を生かしながら	特性を生かしながら	も、河川やその周辺
	特性を生かしながら	も、河川やその周辺	も、河川やその周辺	と調和するよう景観
	も、河川やその周辺	と調和するよう景観	と調和するよう景観	的に配慮し、全体と
	と調和するよう景観	的に配慮し、全体と	的に配慮し、全体と	してまとまりが感じ
	的に配慮し、全体と	してまとまりが感じ	してまとまりが感じ	られるような景観形
	してまとまりが感じ	られるような景観形	られるような景観形	成を図るものとする。
	られるような景観形	成を図るものとする。	成を図るものとする。	
	成を図るものとする。			

	芹川	姉 川	杣 川	宇曽川
2) 緑豊かな	芹川の周辺には、	姉川の周辺には、農	杣川の周辺には、	宇曽川の周辺には、
河川景観の	農地や樹林地等が多	地、竹林や樹林、桑	農地、竹林や樹林等	農地、樹林、竹林等
形成	く、芹川とその周辺	畑等多くの自然が残	多くの自然が残され、	多くの自然が残され、
	を取り巻く緑が一体	され、河川とその周	河川とその周辺を取	河川とその周辺を
	となって良好な河川	辺を取り巻く緑が一	り巻く緑が一体と	取り巻く緑が一体と
	景観を形成している。	体となって、良好な	なって、良好な河川	なって、良好な河川
	このような芹川の	河川景観を形成して	景観を形成している。	景観を形成している。
	景観を特徴づけてい		このような杣川の	·
			景観を良好に特徴づ	
			けている豊かな緑の	
			保全を図るものとす	
		保全を図るものとす	る。	する。
	その復元に努めるも	る。		
	のとする。なお、市			
	街地については、河			
	川敷の緑化や街路樹			
	等の整備によって新 たな緑の創出を図る			
	ものとする。			
3) 郷土らし	芹川の流域は、多	姉川の流域は、雪	杣川の流域は、農	宇曽川の流域は、
	賀大社の森の遠望景			
	観や穀倉地帯特有の			
成		した家屋から成る湖		·
794		北地方独特の集落が		· ·
			が散在するのどかで	
	た、市街地において	景にして河川に沿っ	美しい景観とともに	れる歴史的な面影を
	は、彦根城が望見で	て穀倉地帯が広がり、	杣街道の面影をとど	残している。
	き、城下町として統	また、姉川を挟んで	める家並み等の歴史	このような風土性
	一のとれた家並みが、	戦われた跡をしのば	的な景観が展開して	や歴史性は、一体と
	落ち着いた雰囲気を	せる歴史的な面影を	いる。	なってその区域特有
	醸し出している。	残している。	このような風土性	の雰囲気を醸し出し
	河川景観を郷土ら	このような風土性	や歴史性は、一体と	ている。
	しさあふれる親しみ	や歴史性は、一体と	なってその区域特有	河川景観を郷土ら
			の雰囲気を醸し出し	
		の雰囲気を醸し出し		やすいものとするた
	た景観の形成を図る			め、これらを生かし
	ものとする。		しさあふれる親しみ	
			やすいものとするた	のとする。
		やすいものとするた		
		め、これらを生かし		
		た景観形成を図るものとする	いこりる。	
		のとする。		

(3) 類型別景観形成の方向

①田園集落景観

穏やかな田園や緑豊かな樹林の中にこれらと調和した勾配屋根の集落や家屋が点在するのどかで落ち着きのある景観形成を図るものとする。

このため、河川周辺や集落の中に分布する樹林等をできる限り保全し、豊かな自然を生かした周辺農地や背後の山並みと一体となった緑豊かな落ち着きのある景観形成を図るものとする。

護岸、橋りょう等の整備については、周辺の景観に調和するようその形態、意匠、素材等について配慮するものとする。また、建築物、工作物等については、集落の落ち着いた景観に調和するようその形態、意匠、素材、色彩等に配慮するものとする。

②市街地景観

活力のある中にもそれぞれの風土性、歴史性等の地域条件を生かした特色ある整然とした街並みを形成し、 潤いがあり、親しみの持てるような景観の形成を図るものとする。このため、河岸、橋りょう等について景 観的な配慮を行うとともに、親水空間*の創出にも努めるものとする。また、建築物、工作物等は、形態、意匠、 色彩、敷地内の緑化等について、景観的な配慮を行う。特に水と緑の調和が大切であるため、周辺の樹林地 帯を核として公共空間および住宅地の緑化を積極的に図るものとする。

③郊外景観

旧集落、農地等から成る従来の景観と、今後の開発によって増加する近代的な景観との調和を図る。

このため、護岸、橋りょう等について景観的な配慮を行うとともに、周辺の樹林と一体となった親水空間の創出に努めるものとする。

建築物等は、位置、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化等について景観的な配慮を行う。特に、現在建っているものあるいは今後の開発によって増加する工場、倉庫等の比較的大きな建築物等は、敷地内の緑化を図る等、周辺と調和の取れたのものとする。また、鉄塔については、その位置や意匠に配慮し違和感の少ないものとする。

④山地景観

河川を中心にして、山林および良好な樹林や田園が一体となったまとまりのある景観の形成を図るものとする。

このため、山林や河川周辺の緑はできる限り保全し、豊かな自然に恵まれた空間を確保するものとする。また、護岸等の整備を行う際には、周辺の景観に調和するようその形態、意匠および素材等について配慮するものとする。橋りょう、道路の防護柵等についても、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようにその位置をできる限り河川から後退させるよう配慮し、また周辺の自然や集落に調和するようその形態、色彩、素材等についても配慮するものとする。更に、建築物等の敷地の緑化を図ることにより自然と一体となった景観を形成するよう配慮するものとする。

⑤河畔林景観

緑豊かな河畔林と農村集落、工場等が一体となった緑地空間の形成を図るものとする。

このため、河川景観を良好なものとして特徴づけている河畔林などをできる限り保全し、これらと一体となった親水区間の創出に努めるものとする。

護岸、橋りょう等の整備については、周辺の景観に調和するよう配慮するよう形態、意匠、素材等について配慮するものとする。周辺の建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようその位置をできる限り河川から後退させるよう配慮し、また、周辺の自然に調和するようその形態、意匠、色彩等についても配慮するものとする。更に、建築物等の敷地の緑化を図ることにより、河畔林と一体となった景観を形成するよう配慮するものとする。

2 行為の制限に関する考え方 (景観形成基準)

(1) 届出の必要な行為と基準項目

河川景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

(届出対象行為)

- ⑦建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- ①建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ⑦木竹の伐採
- 国屋外における物件の堆積
- 闭土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 効水面の埋立てまたは干拓

(基準項目)

- ⑦建築物等の敷地内における位置、形態、意匠、色彩または素材
- ⑦緑化措置または樹木等の保全措置
- ⑤木竹を伐採する場合の位置または規模
- (力鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置)
- 半土地の形質を変更する場合ののり面の措置
- **少その他知事が景観形成のため必要と認める事項**

(2) 河川景観形成地区の景観形成基準

①景観形成基準の考え方

河川とその周辺に影響を与える行為は、建築物等の設置行為をはじめ、木竹の伐採、物件の集積、土地の 形質の改変行為等多岐に及ぶ。

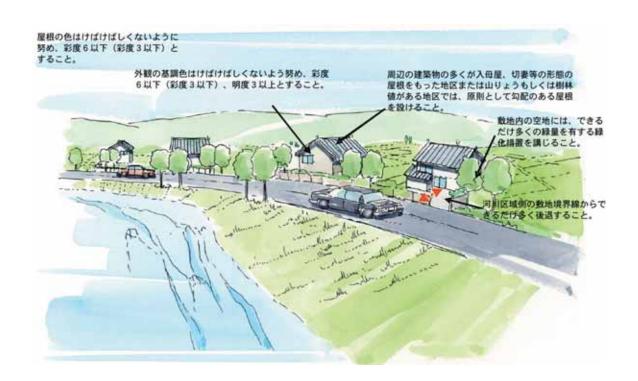
これらは住民の生活あるいは事業者等の産業活動と密接に関連しているものであるが、河川とその周辺の 景観に大きな影響を与える行為でもあるため、河川とその周辺の景観を保全し、またはこれとの調和を図り、 場合によっては新たに美しい景観を創造するという観点に立って、これらの行為がなされていく必要がある。

このため、これらの行為をする場合の景観上留意すべき事項を景観形成基準(以下「基準」という。)として定め、基準に基づき、これらの行為に対し、必要に応じて勧告を行うものとする。なお、周辺景観に著しく支障があると認めるものは、条例に定める特定届出対象行為について、基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

各種の行為に対応した基準の指針は次のとおりであるが、この活用に当たっては、景観形成の基本方針および各景観類型における景観形成の方向を基に景観類型別に定め、その特性に応じ運用を図るものとする。

- ア. 建築物等の位置については、河川や視点場となりうる主要な道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに、建築物等の敷地については、緑豊かな河川景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置や樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- イ. 建築物等の形態、意匠および素材については、地域の特性を生かしながら周辺の景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。
- ウ. 建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。

- エ. 河川周辺の景観上重要な樹林、木竹等は、周辺景観に配慮し、極力保全するものとし、やむを得ず伐採 しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるよう基準を定 めるものとする。
- オ. 屋外における物件の集積または貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に 植樹等による遮へい措置を講じるものとする。用途上、これらの措置が適切でないものについては、整然 と集積または貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- カ. 鉱物の掘採または土石の類の採取については、河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、 また、採取跡地は周辺環境に配慮した緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- キ. 水面の埋立てに伴って生ずる護岸、擁壁については、自然の素材の活用、周辺環境を考慮した修景等の 措置を講じ、のり面や埋立て後の土地は周辺環境を考慮した修景緑化を講じるよう基準を定めるものとす る。
- ク. 宅地の造成、土地の開墾、駐車場、広場等の設置その他の土地形質の変更行為については、できるだけ 既存の樹林を残し、敷地の外周部等に修景緑化措置を講じるよう基準を定めるものとする。



②景観形成基準

公京観形成基準							
行 為	河川景観の 類型	田園集落景観	市街地景観	郊 外 景 観	山地景観	河 畔 林 景 観	
物(建築物に附属する門およびへい	おける位	(2)原則として、建築物 トル以上後退するこ の建築物の配置状況を	物の外壁は河川や視点だと。ただし、河川また と勘案し、景観形成上3	を障がない場合はこの P	路(以下「主要道路」 築物が連たんしている 長りではない。	という。)から2メー る地区において、周辺	
を除く。) の新築、 増築また は改築	形 態	(3)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。 (1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。 (2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林地がある地区にあっては、原則として、勾配のある屋根を設けること。 (3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。 (4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難い場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。					
	意 匠	(2)大規模建築物は、屋(3)周辺の建築物の多く	、が伝統的な様式の建築 D様式を継承した意匠と	つ意匠に配慮し、威圧原 条物で形成された地区	惑および圧迫感を軽減	するよう努めること。	
	色 彩	を図ること。 (2)外観および屋根の書 色相 0.1R~10G 0.1BG~10RP 無彩色 ※屋根の基調色は、彩度 ※漆喰、べんがら等の自	表調色は、次のとおりと 彩度 上限値 6 以下 3 以下 - のみの適用とする。 然素材を使用する場合や、		見められる場合においてに		
素		(2)冷たさを感じさせる (3)地域性のある素材の	る素材または反射光のd の活用に努めること。		部分にわたって使用す 多くが伝統的な様式。	の建築物で形成されたこれを模したものとす	
	 敷地の緑 (1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。 (2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0 ヘクタール以上であっては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし法第8条に規定する用途地域内にあっては、この限りでない。 (3)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に中高木および生垣による緑化に努めるこ(4)建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。 (5)大規模建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高た樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 (6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること 					と。ただし、都市計画に努めること。 う、樹種の構成および う、その高さを考慮し	

	河川景観の					
行 為	類型	田園集落景観		郊外景観		河畔林景観
	樹 木 等 の 保全措置	(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、 必要最小限にとどめること。				
			は、移植の適否を判断	ある場合は、当該樹木を し、できるだけその周		
		(1)周辺景観および敷地	1内の状況に配慮し、記	調和の得られる形態お。	はび意匠とすること。	
	属するもの の他これら			は、できるだけ樹木(生		
,	ものの新設、	(3)けばけばしい色彩 る ものとすること。	させず、できるだけ落	ち着いた色彩で周辺景	観および敷地内の状況	己との調和が得られる
					(4)建築物の敷地に あっては、できるだけ樹木 (生垣)、木材、 石材等の自然素材を 用い、これにより難 い場合は、これを模 した仕上げとなる意 匠をすること。	
するもの	築物に附属 を含む。) の きまたは改築	(1)周辺景観および敷ま とすること。	也内の状況に配慮し、	調和の得られる形態お	よび意匠とするととも	た、落ちついた色彩
		(1)河川または主要道路	に面して設ける場合に	は、できるだけ低いもの	のとすること。	
または改築	£.	(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したものを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(1)河川側の敷地境界級	むらできるだけ多く行	後退すること。		
	アンテナ、 クリート造	(2)原則として、河川または主要道路から2メートル以上後退すること。				
りの柱、台	鉄柱その他 質するもの、	必要最小限にとどめる	こと。	るだけ残すこと。やむ 		
	、電波塔、 その他これ るもの		は、移植の適否を判断	ある場合は、当該樹木を し、できるだけその周		
高架水 増築または	槽の新設、 は改築	(5)できるだけすっきり のとすること。	した形態および意匠	とするとともに、けば	けばしい色彩とせず、	周辺景観になじむも
		(6)必要に応じて常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。				
		(7)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。				
		(8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
に類する	ものの新設、	(1)原則として、河川ス の調和が図れるもの等		退すること。ただし、 りでない。	芸術性および公共性か	ぶあり、周辺の環境と
増築または	は改築			ある場合は、当該樹木で	- 12 1411 — 1 7 1	
		(//// // // // // // // // // // // //	から容易に望見でき	び意匠とするとともに ないよう遮へい措置を 限りでない。	. , ,	
		(4)周辺景観との調和を	・図るため、修景緑化を	を図ること。		
		(5)河川から後退してて	きる空地には、特に約	禄化に努めること。		
				とともに、周辺環境との		とすること。
	たは廃水を 施設の新設、			後退すること。多く後i		
増築または		(3)敷地内に生育する格	材については、でき	メートル以上後退するこ るだけ残すこと。やむ		必要が生じたときは、
			れた樹木が敷地内に は、移植の適否を判断	ある場合は、当該樹木を し、できるだけその周		
		(5)平滑な大壁面が生し にくくすること。	じないよう、陰影効果	に配慮するとともに、	外部に設ける配管類は	は、できるだけ目立ち
		(6)けばけばしい色彩 と ものとすること。	こせず、できるだけ落	ち着いた色彩で周辺景	観および敷地内の状況	己との調和が得られる

河川景観の 類型	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河畔林景観	
	(7)敷地外周部は、生垣で緑化し、容易に望見できないようにすること。 (8)常緑の中高木をとり入れた樹林により修景緑化を図ること。					
			空地には、特に緑化に	-		
0) 11 = 2 = 3/			とともに、周辺環境とは	の調和が得られる樹種	とすること。	
8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、	(1)河川側の敷地境界線(2)原則として 河川		_{友退すること。} メートル以上後退する。	> <u> </u>		
コースター、ウォー ターシュートその他 これらに類する遊戯		樹林については、でき	るだけ残すこと。やむ		必要が生じたときは、	
施設の新設、増築または改築		は、移植の適否を判断し	ある場合は、当該樹木を できるだけその周辺に			
)(都市計画法 第8条に 以上を緑化すること。	-規定する用途地域内 <i>0</i>)ものを除く。) にあっ	
			木により周辺景観との紀		うこと。	
			空地には、特に緑化に		1 = -1	
0 7777117			ともに、周辺環境との記	調和が得られる樹種と	すること。	
9 アスファルトプラント、コンクリー	(1)河川側の敷地境界線(2)原則として 河川号		_{友退すること。} メートル以上後退する。	~ <i>}</i> .		
トプラント、クラッ	. ,,		るだけ残すこと。やむ		必要が生じたときは、	
シャープラントその 他これに類する製造	必要最小限にとどめる					
施設 石油、ガス、LPG、	(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。					
穀物、飼料等を貯蔵 する施設その他これ らに類する施設の新	(5)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立					
設、増築または改築	(6)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとすること。					
	(7)敷地面積が1.0 ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。					
	(8)常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。					
	(9)河川または主要道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。					
通信のための線路(その支持物を含む。)の	退して設けること。 (2)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないよう配置すること。設置する場合には、できるだけ河川または主要道路から後退するよう努めること。					
新設、増築または改	(3)形態の簡素化を図ること。					
築	(4)色彩は、できるだけ	ナ落ち着いた色彩で周 見	辺景観との調和を図る。	こと。		
		(5)鉄塔の基部周辺は、 を図ること。	出来るだけ修景緑化	乱さないよう、尾根 からできるだけ低い		
 11 建築物等の移転	それぞれ該坐する 母等	 数等の動脈内の位置。	および敷地の緑化措置の	位置とすること。 の基準による。		
				·		
を変更することとなる 修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。					
13 建築物等の外観 の色彩の変更						
14 木竹の伐採		ナ小規模にとどめるこ				
	(2)河川または主要道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。					
	(3)高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこ					
	(4)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。					



河川景観の 類型 行 為	田園集落景観	市街地景観	郊外景観	山地景観	河 畔 林 景 観	
15 屋外における物	(1)河川側の敷地境界級	!からできるだけ多くイ				
件の堆積	(2)原則として、河川ま	たは主要道路から2	メートル以上後退する。	こと。		
	(3)遮へい措置を要する	ものの集積または貯蔵	巌の高さは、できるだり	け低いものとすること。)	
		できないよう遮へい措	等または建設工事等に 置を講じること。特に 置を講じること。	. ,		
	(5)農林水産品置場、商 部に修景のための植栽		品を整然と集積または	貯蔵するとともに、必	必要に応じ、敷地外周	
	(6)敷地内に生育する樹 必要最小限にとどめる		るだけ残すこと。やむ	を得ず樹林を伐採する	必要が生じたときは、	
(7)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地ること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。						
	(8)植栽に当たっては、	自然植生を考慮する。	とともに、周辺環境との	の調和が得られる樹種	とすること。	
16 土石の採取また は鉱物の掘採	(1)河川または主要道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、河川または主要道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。					
	(2)跡地の整正を行うとじること。	とともに、周辺環境を	考慮しつつ、芝、低木	および中高木の植栽等	ទ 必要な緑化措置を講	
17 水面の埋立てま たは干拓	(1)護岸は、できるだい 親水性のある形態とな の生息環境に配慮した	よるよう配慮すること	用い、これにより難い 。なお、構造について			
	(2)埋立てまたは干拓後 の植栽等必要な措置を		む。) にあっては、周辺	⊒環境を考慮しつつ、ラ	芝、低木および中高木	
	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。					
他土地の形質の変更	(2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとすること。					
	(3)のり面が生じる場合な緑化措置を講じるこ		観および周辺環境に配	l慮し、芝、低木およて	ド中高木の植栽等必要	
	(4)駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。					
	する場合であって、当	4該施設に係る敷地の	(都市計画法第8条に) 面積が1.0 ヘクタール. 路に面する部分には、『	以上であるときは、敷	地面積の 20 パーセン	

